

鳥獣被害防止総合対策交付金事業の要望調査の実施について

市民の皆様へ

安心して農業ができる環境を整備するため、平成23年度から実施しております鳥獣被害防止対策を引き続き来年度も取り組みます。

鳥獣被害に困っておられる集落・地域に、国からの交付金を活用し、庄原市有害鳥獣対策協議会が購入した侵入防止柵を、市内の集落が自力施行で設置する場合に、そのフェンス資材を貸出します。

その後、庄原市有害鳥獣対策協議会と設置主体（集落、地域、自治会、振興区）との間で使用管理契約を結び、地元管理とします。

■事業内容・要件

事業主体	市内の3戸以上の販売農家を含む 集落、地域、自治会、振興区（個人は対象外）	対象資材	フェンス（溶接金網） （ワイヤーメッシュ高さ120cm）
設置場所	鳥獣被害から集落・地域ぐるみで有効的に防除の実施できる場所とし、原則、個人所有地等への設置とします	規 格	柵（ワイヤーメッシュ） 550枚 高さ120cm×幅200cm・線径5.0mm 支柱（異形棒鋼） 556本 太さ13mm・長さ1500mm
事業内容	自力施行で設置する侵入防止柵の整備	（予定）	結束線（ステンレス） 556m 線径0.8mm
対象距離	設置距離 1km以上	事業期間	平成26年度

■ 要望調査期間：平成25年11月20日まで

■ 提出書類：鳥獣被害防止総合対策交付金事業 要望調査票〔林業振興課・各支所産業振興室・産業建設室にあります〕

※調査票へは、参加戸数、設置距離、受益面積、設置予定図などが必要となります。

■ 注意事項

- ① 事業申請の受付は8月上旬ごろからとなる予定です。
（ただし、要望のなかった地域については、対象とならない場合があります。）
※ 費用対効果を算出し効果が認められることが事業採択の必須条件となります。
- ② 交付金手続きの関係で、侵入防止資材をお渡しできるのは、9月中旬ごろになる予定です。
- ③ 事業申請時には、侵入防止柵設置箇所の土地所有者の土地利用承諾が必要となります。
- ④ 国道、県道、市道、農林道、河川敷地内には設置できません。また、やむを得ず、これらを除く里道、水路等に設置する場合は、建設課、農村整備課、各支所環境建設室・産業建設室、土地改良区等で改築許可申請が必要ですのでご相談ください。

問い合わせ先

庄原市役所 林業振興課 林業振興係 TEL73-1124（直通）

・西城支所産業建設室 TEL82-2181 ・高野支所産業建設室 TEL86-2113

・東城支所産業振興室 TEL(08477)2-5008 ・比和支所産業建設室 TEL85-3000

・口和支所産業建設室 TEL87-2113 ・総領支所産業建設室 TEL88-3065